

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組みを推進することが必要です。また、次代の親の育成の観点から、学校教育や社会教育の面からの地域社会の環境整備を進めることも必要です。

学校教育では特に中学2年生の職場体験や社会体験で乳幼児とふれあう機会を広げるよう取組んでいきます。また、中・高校生を対象とした子育て理解講座の開催など学習の機会を設けます。

社会教育の分野では青年を対象とした社会教育講座、青年団体活動などを通じて、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を進めていきます。また、生涯学習情報誌「まなびい」の発行や、その他さまざまな情報手段を用いた広報により、学習情報の提供を行っていきます。

津山市社会福祉協議会では、「夏のボランティア体験」を毎年実施、中学生・高校生などが保育所で保育ボランティアを体験しており、今後も継続していきます。

#### 【施策目標】

- 家庭や地域社会と連携し、学校の特色を生かした環境整備の推進
- 職場体験や社会体験で幼児とふれあう機会の拡大
- 学習情報の提供事業の推進
- 社会教育講座の充実・推進

#### イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組みにより、学校の教育環境等の整備を進めます。

##### (ア) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力まで含めた確かな学力を身につけさせることが重要であることから、子どもや学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組みを推進します。

## 【施策目標】

- 習熟度別などのTT少人数指導を1学年2学級以上の対象校で実施
- 外部人材の活用をさらに進め、特色ある学校づくりを推進

### (イ) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

不登校児童に対してはポポロ津山やスクールフレンドの活用や、校内指導体制の支援で対応していきます。不登校生徒に対しては鶴山塾やスクールカウンセラーや心の教室相談員と連携し校内指導体制を支援していきます。

いじめ、問題行動、不登校に対応するために専門的な相談体制の強化を図るとともに、コーディネーター的役割を配置し、学校、家庭、地域及び関係機関のネットワークをさらに強化します。

## 【施策目標】

- 教師の指導力向上を目指した、道徳の指導方法や指導体制等の工夫改善のための研修会の実施
- 豊かな体験活動推進事業推進地区（1中 5小）の指定を受け、体験活動の充実
- ポポロ津山、スクールフレンドの活用や校内指導体制の充実による不登校児童支援の実施
- 鶴山塾、スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携した校内指導体制の充実による不登校生徒支援の実施
- いじめ、問題行動の相談員を設置し、各中学校の支援と関係機関との連携を推進

### (ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保を図ります。

学校教育においては指導方法の工夫や改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動について、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育を推進します。

### 【施策目標】

- 体育活動を学校教育での重視な柱と位置づけ、体力向上を推進
- 外部指導者の活用を進め、地域との連携を図り、スポーツ環境の充実を推進
- 健康教育を学校教育の重要な柱と位置づけ、その充実を促進

### (エ) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図るとともに地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

また、指導力の不足する教員に対して適切に対応するとともに、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、配置、研修等に結びつけるなどし、教員の指導力向上を図ります。

また、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくとともに、児童生徒が安心して教育が受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行っていきます。

### 【施策目標】

- 学校評議員制度の充実と外部評価をすべての小中学校で実施
- 各校の研修の成果を保護者に知らせ、理解を求めるとともに、一人ひとりの教員の指導力向上の推進
- 学校施設の整備を計画的に推進
- 各校の取組を交流することによる安全管理の充実

### (オ) 幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築していきます。

さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関するプログラムを策定していきます。

### 【施策目標】

- 幼稚園開放事業を継続発展し、子育て支援や情報提供の実施
- 幼稚園・保育所・小学校の連携体制の整備
- 幼児教育推進プログラムの策定

### **(カ) 子どもの読書活動の推進**

図書館、保育所・幼稚園・学校、公民館、児童館や福祉施設などを含めた広範な推進体制をつくり、「津山市子ども読書活動推進計画」の推進に努めます。

#### **【施策目標】**

- 「津山市子ども読書活動推進計画」の推進

### **ウ 家庭や地域の教育力の向上**

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

#### **(ア) 家庭教育への支援の充実**

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心などを育成するうえで重要な役割を果たすものです。

このため、お弁当づくり講座などの社会教育講座など、子どもの成長段階に応じた、家庭教育に関する学習機会の提供を推進していきます。

また、平成16年度より国の委託事業として始まっている家庭教育支援総合推進事業などを活用し、子育て講座、父親講座など親に対する家庭教育の学習機会の提供を行っていきます。

#### **(イ) 地域の教育力の向上**

子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、地域の人たちと交流できる機会を設け、人づきあいについて学んだり、事前に社会のルールを身につけたり、自分の考えをしっかりと伝える力などを育むことが大切です。

このため、平成16年度より国の委託事業として始まっている地域子ども教室推進事業に引き続き取組みます。地域子ども教室推進事業では、安全で安心して活動できる場として学校の校庭や教室を解放し、子どもたちが放課後や週末などの一定時間、野球やサッカーなどのスポーツ、昔ながらの遊び、パソコン講習、ものづくり活動、絵画制作などの文化活動などさまざまな体験ができるようにします。そのために地域の大人たちを指導ボランティアとして協力を呼びかけていきます。

また、PTA研修の開催、地域の子ども会活動の援助・連絡提携、学校開放事業についても、家庭や地域の教育力を高めていくため継続して行っていきます。

#### **【施策目標】**

- 地域子ども教室推進事業の推進

- PTA研修の開催
- 子ども会活動の援助・連絡提携の推進
- 学校開放事業の推進

## エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を含む内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

## 4. 子育てを支援する生活環境の整備

### ア 良質な住宅の確保

平成14年3月に策定した津山市住宅マスタープランに基づき、ファミリー向けや若者向けの公営住宅の整備を計画的に進めます。

当面は、市営小原団地について、少子、高齢化時代を踏まえた、多世代居住による良好なコミュニティが図られる新たなモデル住宅団地として建替えを進めます。

#### 【施策目標】

- 市営小原団地の建替え整備

### イ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、「あんしん歩行エリア」に指定されている津山中央・城西地区において、国、県、警察と協力し、交差点の改良、信号機の改良をして、外周幹線道路の通行を円滑化します。また、歩道等安全施設も重点的に整備します。

#### 【施策目標】

- エリア内の死傷事故を2割以上抑制、内、歩行者及び自転車利用者に係る死傷事故を約3割以上抑制

## ウ 安心して外出できる環境の整備

### (ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、民間施設については段差などのバリアフリー化についての指導を行います。また公共施設については、条例の主旨を十分考慮し、バリアフリー等に配慮した設計を行います。

公共施設の新築・改修の際には、授乳室の設置やトイレに幼児いす等の乳幼児設備を設置します。

民間施設の新築等についても乳幼児設備の充実にむけて啓発していきます。

### 【施策目標】

#### ○民間施設のバリアフリー化の推進

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、届出の対象となる特定都市関連施設※新築等について、整備項目の整備基準対象部分を100%基準に適合させるよう指導を行います。

#### ○公共施設のバリアフリー化の推進

「人にやさしいまちづくり条例」の主旨を十分考慮し、整備基準対象部分については100%基準に適合させ、バリアフリー等に配慮した設計を行います。

※特定都市関連施設：不特定多数の人が利用する施設やそれに準ずる施設で、整備基準に適合させるよう努めなければならない施設を「都市施設」といい、「都市施設」のうち、一定の用途・規模により特に整備を促進しなければならない施設のこと。

### (イ) 子育て世帯への情報提供

各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報を「広報つやま」や津山市のホームページなどで提供していきます。

## エ 安全・安心の街づくりの推進等

地域住民が安心して子育てを行うには、犯罪などのない、安全で安心して生活できる環境の確保が不可欠であり、津山市安全・安心まちづくり協議会を中心として道路や公園、公共施設の構造、設備などにおいて防犯的視点を取り入れた整備などを協議し、犯罪の発生防止に配慮した、犯罪に強い街づくりを推進します。

### 【施策目標】

- 通学路や公園などの見通しの確保による、死角の解消の促進
- 犯罪に強い街づくりの推進
- ゴミの投棄や落書きの防止など街の美観を守る活動の促進
- 街の美観を守る活動の推進

## 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

#### (ア) 誰もが働きやすい勤務形態の促進、休業制度の普及・促進

事業主の子育てに対する理解を求め、個人の仕事時間と生活時間のバランスを尊重した働き方が選択できるように、事業所側でも合理的な人員配置となる勤務形態を模索するよう広報・啓発します。

増加傾向にある共働きを出産後も続けられるよう、育児休業制度が完全実施されるよう広報します。また、休業の前後ともに心も体も健康で快適に働くことができる職場環境づくりについて広報・啓発します。

#### (イ) 男性の子育て参加の促進

性別にかかわらず、個人の資質能力が十分に発揮され、個人の選択に応じて納得のいく生き方を可能にする男女共同参画社会の実現は、多様性を価値としていくこれからの社会の中で重要な課題の一つです。

特に男性に対しては、仕事中心に固執した考え方から、家庭・地域などにおいて仕事と家庭のバランスのとれた生活スタイルへの転換がなされるよう、固定的役割分担意識の解消に努めていきます。

そして、女が働き続ける上で出産・育児は男女両性が担うべき責任として、男性の子育て参加の促進を図り、男性が育児参加に否定的に見がちな意識の改善に向けて企業等に働きかけていき、子育てをしたくなる気運を高めるための施策を関係機関と連携し取り組んでいきます。

### 【施策目標】

- 労務管理講習会及び雇用労働ニュースによる企業労務担当者への啓発
- 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動等の実施

## イ 仕事と子育ての両立の推進

労働者が仕事を継続していく上で、育児との両立は大きな課題です。

かつては、血縁・地縁の中で自然と対応できていた子育て支援も、家族の小規模化・地域社会の変化の中で、その対応が困難になってきています。

そうした社会情勢の変化に伴い、失われつつある機能を代替する相互支援活動として、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、仕事と子育ての両立しやすい環境づくりを目指します。

そのためにも、ファミリー・サポート・センター事業の紹介や制度のPRを幅広く進め、市内在住者のみならず在勤者も視野に入れた会員（特に、援助活動を支える提供会員）の拡充に努めていきます。

また、他の保育サービス施策と相まって機能させていくとともに、会員組織だからこそできる多様な保育ニーズに対応した本事業の効果的運用を図っていきます。

### 【施策目標】

- ファミリー・サポート・センター会員相互における子育て支援意識の共有化
- 一人親世帯の対する経済負担の軽減

## 6. 子ども等の安全の確保

### ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために、地域と学校、警察などの関係機関団体が、交通事故の減少に向けた取組みを強化するとともに、交通安全教育などを通じて、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

交通安全教育では交通安全指導員を中心として、交通安全母の会、ももたろうクラブなど交通安全団体や老人クラブ、地元町内会と協力し、参加・体験型の交通安全教育を推進し、家庭における交通安全意識の高揚を図るとともに、親と子供の交通安全教育を促進します。また、警察などの関係機関と連携し、チャイルドシートの使用効果などについて広報を徹底し、チャイルドシート使用の普及促進を図ります。

### 【施策目標】

- 交通安全教育の推進
- チャイルドシートの普及促進



## イ 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪などから守るため、地域のコミュニティ意識の高揚を図り、地域住民の防犯パトロールなどの防犯活動を促進します。また、町内会、学校、警察と連携し、広報誌などにより必要な情報の提供を行い、地域や学校、家庭における防犯意識の高揚を図ります。さらに、子どもが自ら身を守ることができるよう防犯ベルなど防犯機器の使用啓発、普及を図ります。

### 【施策目標】

- 地域住民の自主防犯活動の促進
- 防犯意識の高揚啓発
- 防犯機器の普及

## ロ 青少年の健全育成の推進

津山市青少年育成指導委員、津山っ子を守り育てる市民の会、市内中・高等学校生徒指導連絡協議会など多くの関係機関が、継続的に個別・合同による青少年の健全育成活動を展開してきました。今後も関係機関の連携のもと、街頭指導や相談活動、広報活動、環境浄化活動を引き続き推進していきます。

### 【施策目標】

- 街頭指導活動の推進
- 悩みや子育て、いじめ、非行等についての相談活動の実施
- 広報活動の推進
  - ・講演会、研修会の開催、啓発用ビデオの貸し出し
  - ・機関紙の発行（「育成センターだより」・「NOBINOBI」）
  - ・子育て標語の募集等を行います。
- 環境浄化活動の推進
  - ・環境地図の作成及び見直し
  - ・津山っ子かけ込み110番の見直し
  - ・街づくり人づくりクリーン作戦の実施
  - ・青少年喫煙・飲酒防止活動の推進
  - ・青少年の夜間徘徊防止活動の推進
  - ・地域における健全育成活動等への支援

## 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

### ア 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な育成を図っていくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。そのためには、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

昨年より開催している「津山市児童虐待防止連絡会」を充実させ、市役所内部の連携や津山児童相談所、津山保健所との連絡を密にするとともに、町内会、民生児童委員、愛育委員などと連携した地域の児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。

平成17年度より、児童福祉法の改正により、児童相談の業務を従来の児童相談所と併せて市町村が担うこととされており、相談に対応できる窓口の整備など相談体制の整備を図っていきます。その際、児童相談所と津山市の役割を明確にし、市民に分かりやすい相談窓口とします。

#### 【施策目標】

- 市役所内部の関係部署の連携や児童相談所、津山保健所との連携の強化
- 地域の児童虐待防止のネットワークづくり
- 児童相談窓口の整備

### イ 母子家庭等の自立支援の推進

平成15年度より、母子自立支援員を配置し、母子寡婦の生活相談、就業支援などを行ってきました。また、地域では小学校区単位に母子協力員を委嘱し、身近な相談、援助活動を行っています。今後さらに相談、支援体制の充実を図っていきます。

#### 【施策目標】

- 母子自立支援員を中心とした、相談、支援体制の充実
- 母子協力員など地域の母子寡婦支援体制の充実

### ウ 障害児施策の充実

障害のある児童の療育については、できるだけ早い時期から、適切な治療と訓練を

行うことにより障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加を見据えた支援が必要です。また障害児が、生まれた地域で安心して生活できるよう、障害のある児童とその家族の支援を行う相談支援体制の充実や、介護負担の軽減を図ることが重要です。そのため地域療育システムを構築し、各機関が連携し総合的な支援体制を整備します。

#### **【施策目標】**

- 妊産婦健診の充実
- 3ヶ月、1歳6ヶ月児、3歳児健診の充実
- 療育相談の充実
- 障害児通園事業の充実
- 療育検診の充実

